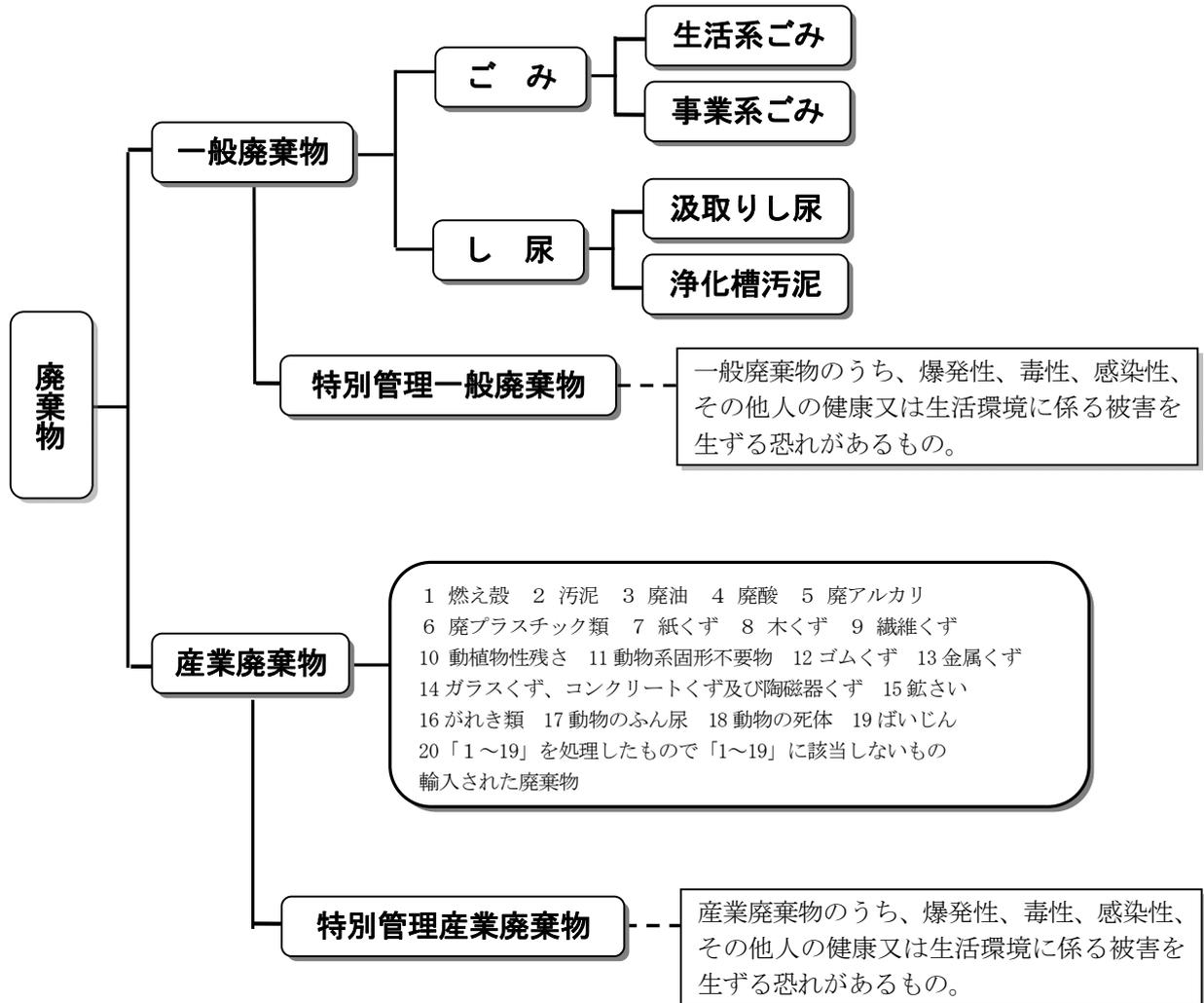


4 資源循環型社会を築く

(1) 廃棄物の分類

廃棄物は以下のように分類されます。



(2) 産業廃棄物の種類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）では、次のように産業廃棄物の種類を定めています。

	種類	適用	業種指定
産業廃棄物	1 燃 え 殻	石炭灰、重油灰、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ	
	2 汚 泥	排水処理後及び各種製造業の製造工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、凝集沈殿汚泥、建設工事汚泥等	
	3 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ等	
	4 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、すべての酸性廃液	
	5 廃 アルカリ	廃ソーダ液等、すべてのアルカリ廃液	
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）など固形状及び液状のすべての合成高分子化合物	
	7 紙 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞巻取紙を使用して印刷発行を行う新聞業、印刷出版を行う出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず	有
	8 木 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、木材又は木製品の製造業（家具製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片等、貨物の流通のために使用したパレット等	有
	9 織 維 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く。）から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず	有
	10 動植物性残さ	食品、医薬品、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	有
	11 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜及び食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物	有
	12 ゴ ム く ず	天然ゴムくずのみ	
	13 金 属 く ず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くず等	
	14 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、レンガくず、廃石膏等	
	15 鉱 さ い	高炉、転炉、電気炉などの残さ、キューボラのノロ、ボタ、不良鉱石、粉炭かす、鋳物砂等	
	16 が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート片、アスファルト片、レンガ等	
	17 動物のふん尿	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの	有
	18 動物の死体	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの	有
	19 ば い じん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の焼却施設からのばいじん、集じん施設によって集められたもの	
	20	上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	
	輸入された廃棄物	航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く廃棄物	
特別管理産業廃棄物	廃 油	廃油のうち揮発油類、灯油類、軽油類	
	廃 酸	水素イオン濃度指数（pH）2.0以下の廃酸	
	廃 アルカリ	水素イオン濃度指数（pH）12.5以上の廃アルカリ	
	感染性産業廃棄物	医療機関等から発生する注射針、注射筒、廃血液等	
	特定有害汚染物	廃ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む廃油、ポリ塩化ビフェニルが塗布され又は染み込んだ紙くず、木くず、繊維くず、ポリ塩化ビフェニルが付着し又は封入された又は廃プラスチック類若しくは金属くず、ポリ塩化ビフェニルが付着した陶磁器くず又はがれき類	
	有害産業廃棄物	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したもので環境省令で定める基準に適合しないもの	
	廃 石 綿 等	建築物その他工作物から除去した石綿、石綿含有保温材、作業に用いたプラスチックシート、防じんマスク、発じん機又は集じん機で集められた石綿等	
その他の有害産業廃棄物	特定の施設等から発生した燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん等のうち、有害物質が環境省令で定める判定基準に適合しないもの		

なお、アスベストを含む廃棄物は、特別管理産業廃棄物の廃石綿等の他に石綿含有産業廃棄物があります。

石綿含有産業廃棄物とは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものです。（ただし、廃石綿等を除く。）

廃棄物処理法では、産業廃棄物に該当しないものを一般廃棄物としています。なお、有価物及び次のものは、廃棄物処理法の対象となりません。

①気体状のもの、②放射性物質及びこれによって汚染されたもの、③港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの、④漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの、⑤土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

(3) 生活系可燃ごみの有料化の状況 (平成21年4月1日現在)

定額制 料金徴収	指定袋制		料金徴収・指定袋 共になし
	処理料金上乗せ	袋代のみ	
	有料化あり		有料化なし
香取市 (旧小見川町・旧山田町) 東庄町 御宿町	銚子市 館山市 木更津市 野田市 茂原市 東金市 旭市 勝浦市 八千代市 鴨川市 君津市 富津市 袖ヶ浦市 南房総市 匝瑳市 山武市 いすみ市 香取市 (旧佐原市、旧栗源町) 栄町 神崎町 多古町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 鋸南町	千葉市 市川市 船橋市 成田市 佐倉市 柏市 市原市 鎌ヶ谷市 浦安市 四街道市 八街市 印西市 白井市 富里市 酒々井町 印旛村 本埜村 大網白里町	松戸市 習志野市 流山市 我孫子市

(4) 産業廃棄物処理業による処理の実績 (19・20年度)

ア. 中間処理

(単位: t)

種 類	県内廃棄物		県外廃棄物		合計		
	19年度	20年度	19年度	20年度	19年度	20年度	
産業廃棄物	燃え殻	71,642	34,574	19,235	22,636	90,877	57,210
	汚泥	727,840	685,412	1,058,966	1,216,355	1,786,806	1,901,767
	うち建設汚泥	463,861	384,607	878,502	1,053,520	1,342,363	1,438,127
	廃油	93,369	86,786	77,981	61,606	171,349	148,391
	廃酸	53,045	24,507	14,719	14,352	67,764	38,859
	廃アルカリ	43,329	33,868	12,347	15,482	55,676	49,350
	廃プラスチック類	158,114	191,422	107,706	137,260	265,820	328,681
	紙くず	34,704	40,517	21,141	26,542	55,845	67,060
	木くず	300,445	340,546	222,683	204,028	523,128	544,573
	繊維くず	6,466	8,217	3,611	3,364	10,078	11,581
	動植物性残渣	29,875	29,835	42,190	45,544	72,066	75,379
	がれき類	3,228,394	3,058,679	1,021,002	1,067,860	4,249,396	4,126,539
	金属くず	488,312	62,227	49,045	49,654	537,357	111,881
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	207,287	265,510	146,515	163,923	353,801	429,433
	鋳さい	988	6,427	2,161	82,041	3,149	88,469
	ゴムくず	2	183	1	47	2	229
	ばいじん	22,499	45,828	61,545	81,342	84,044	127,171
	動物の死体	21	0	0	0	21	0
	動物系固形不要物	4	0	55	55	59	55
	家畜ふん尿等	1,018	855	0	0	1,018	855
小計	5,467,355	4,915,393	2,860,901	3,192,091	8,328,257	8,107,484	
産業廃棄物 特別管理	廃油	14,654	13,828	12,764	11,787	27,418	25,615
	廃酸	14,074	32,244	21,940	15,722	36,014	47,966
	廃アルカリ	23,933	20,210	2,304	1,836	26,237	22,046
	感染性産業廃棄物	86,244	11,127	74,090	9,630	160,334	20,757
	特定有害廃棄物	583	2,129	1,229	6,736	1,812	8,865
小計	139,488	79,538	112,328	45,711	251,815	125,249	
合 計	6,070,704	4,994,930	3,851,731	3,237,802	9,922,435	8,232,733	
県内・県外の割合 (%)	61.2	60.7	38.8	39.3	100	100	

(注) 千葉市、船橋市、柏市分を含む

イ. 最終処分

(単位：t)

種 類	県内廃棄物		県外廃棄物		合計		
	19年度	20年度	19年度	20年度	19年度	20年度	
産業廃棄物	燃え殻	25,120	24,202	9,419	5,331	34,539	29,533
	汚泥	215,785	224,112	6,767	6,126	222,552	230,237
		うち建設汚泥	0	0	0	0	0
	廃プラスチック類	35,548	46,313	21,272	28,204	56,819	74,517
	木くず	740	1,213	298	360	1,038	1,572
	動植物性残渣	5	361	0	0	5	361
	ゴムくず	1,781	895	39	45	1,820	939
	金属くず	6,924	10,943	2,385	6,004	9,309	16,947
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	71,831	90,261	33,254	36,085	105,085	126,346
	がれき類	44,906	62,136	17,586	25,810	62,492	87,946
	鉱さい	3,974	2,318	2,564	226	6,538	2,544
	ばいじん	61,453	32,380	3,519	1,419	64,972	33,799
	その他	2,628	2,476	7,574	6,391	10,202	8,867
	小計	470,696	497,608	104,676	115,999	575,371	613,608
特別管理産業廃棄物(廃石綿等)	379	394	47	45	426	439	
合 計	471,974	498,003	104,723	116,044	575,798	614,047	
県内・県外の割合 (%)	81.8	81.1	18.2	18.9	100.0	100	

(注) 千葉市、船橋市、柏市分を含む

(5) 廃棄物処理法第15条に規定する許可施設の設置状況 (平成22年3月末現在)

種別	種類内容	排出事業者	処理業者	合計
中間処理施設	汚泥の脱水施設	55	14	69
	汚泥の乾燥施設(機械乾燥)	7	3	10
	汚泥の乾燥施設(天日乾燥)	2	0	2
	汚泥の焼却施設	8	25	33
	廃油の油水分離施設	3	13	16
	廃油の焼却施設	10	25	35
	廃酸又は廃アルカリの中和施設	1	5	6
	廃プラスチック類の破碎施設	0	67	67
	廃プラスチック類の焼却施設	12	24	36
	木くず又はがれき類の破碎施設	35	190	225
	金属等を含む汚泥のコンクリート固化施設	0	0	0
	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	0	0	0
	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	1	1	2
	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設	0	0	0
	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設	2	0	2
	ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	1	0	1
	木くず等の焼却施設	9	36	45
	合計	146	403	549
	最終処分場	安定型	2	13
管理型		8	8	16
遮断型		1	0	1
合計		11	21	32

(注) 1. 千葉市、船橋市、柏市内の施設を含む。
 2. 最終処分場は容量が0及び閉鎖した施設は除き、公共施設を含む。
 3. 施設数は、種類内容の区分に従ったのべ施設数